平成２６年（フ）第３３号
高知県高岡郡四万十町下呉地195番地１、前住所東京都江戸川区北葛西２丁目18番７―106号　サニーコート北葛西Ｂ
債務者　濵田　広文
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２６年（フ）第３６号
高知県須崎市多ノ郷甲1165番地
債務者　森　明日香
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２６年（フ）第８９号
石川県小松市千代町甲125番地、従前の住所長野県長野市川中島町御厨1134番地　フォーブルなつめＢ―202号
債務者　與倉　　修
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第２７０号
福井市松本３丁目４番２号　アサヒビル305、旧住所福井市二の宮１丁目13番17号　アピアチェーレ二の宮103
債務者　鵜山　忠夫
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２７２号
福井県坂井市坂井町宮領第37号１番地58
債務者　北田　幸孝
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５９号
福井県小浜市城内１丁目５番14号
債務者　細野　知佳
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２６年（フ）第４８号
山梨県南都留郡富士河口湖町大石2123番地102
債務者　森谷　弘樹
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２６年（フ）第４９号
山梨県富士吉田市小明見1755番地
債務者　羽田　誠一
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２６年（フ）第２３７号
徳島県徳島市名東町２丁目286番地の１コーポ中村203号
債務者　柏木　秀博
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２４６号
徳島県板野郡北島町北村字西蛭子30番地424号、旧住所徳島県徳島市南佐古二番町６番４号
債務者　中下　拓也
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６１号
山口県熊毛郡上関町大字室津1068番地
債務者　岡村　直緒
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第７６号
山口県柳井市柳井4946番地　江元末治方
債務者　下原　基紀
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第７８９号
神戸市灘区船寺通５丁目３番26号　ＷＥＳＴ、従前の住所神戸市灘区岩屋北町５丁目１番21―1001号
債務者　村上　静二
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８１４号
神戸市東灘区魚崎南町８丁目５番15号　吉田ハイツ101号
債務者　水元　陽子
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８１８号
神戸市須磨区禅昌寺町１丁目37番６号
債務者　渕之上秀一
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２９９号
沖縄県南城市知念字知名256番地
債務者　仲里　　健
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第３２５号
沖縄県浦添市城間４丁目23番４―106号　オーセル浦添Ⅳ
債務者　江田　知代
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部